

# 教育訓練を受講修了された方へ

## 支給申請手続について

- 教育訓練給付金の支給を受けようとする受講修了者は、対象教育訓練の受講終了日の翌日から起算して1ヶ月以内に、本人の住居所を管轄する公共職業安定所長に対して書類を提出して支給申請を行って下さい。

### 【必要書類】

① 教育訓練給付金支給申請書

大型一種（現有免許 中型8t限定）	282041010010
けん引	282041010022
大型特殊	282041010035
普通二種（現有免許 大型一種 中型一種 中型8t限定）	282041020048
大型二種（現有免許 中型8t限定）	282041020050
大型二種（現有免許 大型一種）	282041020063

- ② 指定教育訓練実施者が発行する教育訓練修了証明書
- ③ 指定教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書  
(クレジット会社を介して支払う契約を行った場合はクレジット契約証明書)
- ④ 運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、住民票の写し等の本人確認及び本人の住居所の確認ができる官公署の発行した書類 (コピー不可)  
(郵送の場合は、住民票の写し、印鑑証明書のいずれかに限る (コピー不可))
- ⑤ 雇用保険被保険者証
- ⑥ 教育訓練給付適用対期間延長通知書 (適用対象期間の延長措置を受けていた場合)
- ⑦ 指定教育訓練実施者が発行する返還金明細書 (「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された (される) 場合に必要)

※支給決定された教育訓練給付金は、教育訓練給付金支給申請書中の払渡希望金融機関指定届に記載された受講者本人名義の預金口座に振り込まれます。